

全員協議会会議録

- 1 日 時 平成30年12月17日(月)
9時00分開会 9時39分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 大谷昭宣・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・原 紀夫
口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項について
町長：阿部一男、副町長：金田正樹、教育長：三澤史佐子、総務課長：田本尚彦
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項
・清水町教育委員会職員の懲戒処分等について
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：一般質問前の忙しい時間に急遽お集まりいただきありがとうございます。今日は12月14日の報道にあった職員のパワハラに対することで執行側から説明したいという申し入れがあったのでお集まりいただいた。限られた時間ではあるが、早速全員協議会を開会する。

(1) 町長からの申し出事項

- ・清水町教育委員会職員の懲戒処分等について

加来議長：最初に町長からあいさつをお願いします。

阿部町長：貴重な時間、朝一ということで全員協議会の申し出をしたところお集まりいただきありがとうございます。今日は皆さんにとっても清水町にとってもあるいは町民にとっても大事な議会開会であるし、しかも今日・明日と一般質問が予定されている中で、本当にこの1時間は皆さんにとっても貴重な時間ではないかと思う。そんな折懲戒処分についての説明をするので、申し訳なく思っている。これからの説明についてよろしくをお願いします。

加来議長：早速、教育長から説明をお願いします。

三澤教育長：一般質問前の大変忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。教育委員会職員の処分と異動について、本来であればいち早く報告すべきことであったが、被害を申し出た職員たちが現在も精神的な不安や恐怖を抱えている状況であることに配慮の必要性を感じていた。大変遅くなったことをまずお詫び申し上げる。それでは内容に入る。11月9日に教育委員会社会教育課の複数の職員から前社会教育課課長補佐によるパワーハラスメントの相談があった。それを受けて学校教育課長、社会教育課長同席のもと、教育委員会職員から詳しく事情を聞いたところ、少なくとも3年ほど前から複数の職員に対して高圧的で行き過ぎた指導などが常態化していたことを確認した。一部の職員にあつては精神的な苦痛や恐怖によって業務に支障が生じることもあり、至急職場環境の改善を図るため、懲戒処分審査委員会の開催をお願いし、処分の検討を申し出た。その結果を得て12月10日に教育委員会を開催し、課長補佐に対する戒告処分並びに社会教育課長に対する訓告処分と合わせて、課長補佐の町長部局への出向を決議し、同日発令したところである。なお私の監督責任に対する処分についてもお願いをしている。私としても今回の事態を大変重く受け止めている。今後は教育委員会内の職場環境の改善に取り組むとともに、信頼回復に向けて全力を尽くしていくのでご理解をお願いします。

加来議長：次に、副町長から報告がある。

金田副町長：ただいま教育長から経過等について説明があったが、処分するに至った経過や概略等について説明する。一部重複するところがあるかもしれない。教育委員会からこの度の事案の調査報告を含め、対応・処分についても依頼があり、町長部局としては懲戒処分等の基準等に関する規程に基づき7名の委員による審査会を設置し、11月29日、12月7日の2回にわたって審査を行った。審査にあたっては本人からも事情を聞いた。審査結果は、管理職の1名については部下への高圧的または自己中心的な指導により部下に精神的不安を与え善良な職場環境の保持ができない状況にしたという根拠により戒告処分。もう1名については上司という立場にありながら対象職員の言動を抑制できず、職場環境を保持するための監督義務を怠ったことにより訓告処分とする内容を全会一致で決定し、町長に報告書を提出した。なお、職場環境のために早急な人事異動の必要があり、この事実について庁議等により職員に周知する必要があるという意見がついている。町としてはこの審査会の報告を受けて審査委員会の結果を妥当とし、教育委員会に懲戒処分等の手続きを進めるよう通知をするとともに、12月14日に臨時庁議、課長職会議を開催し報告をしたところである。教育委員会でも同様の内容で決定をして12月10日付けの処分の発令を行い、1名については町長部局に出向を行い現在は課付けの発令をしている。今後については他の部署においても体調不良により異動を行わなくてはならない事案もあることから、1月1日付けの人事異動の発令をする予定で人事を進めている。審査委員会を含めての報告とする。

加来議長：ただいまの報告について質疑があれば受ける。

北村議員：世間一般的にかつて昭和時代にはけっこう普通になされていたような部下に対する指導だとかが今日的には不適切だという状況がある。上司が部下に対して高圧的な態度をとることにに関して、

それを監督する上司もいるのではないかと思うが、3年も前からそういうことがあったということについては気がつかなかったのか。

三澤教育長：本人はそういう行為を行うときは上司が同室しているような場所ではなかったり、今日的な携帯電話のメール等を使っての行き過ぎた指導ということも常態的に見受けられていた。そういうことでなかなか気がつかなかったとも思う。実際に上司に申し出たのは今回が初めてと聞いている。

北村議員：今年は1月にもそういった不祥事といわれる事件があって、庁舎内における綱紀肅正というか、そういうことも求められている。パワハラやセクハラなど、業務上のストレスを感じることにについて相談窓口を設置すべきだという話もされてきたが、教育長が変わらなければこの事件が表面化しなかったのではないか。職場環境の中にそういうことを問題だと言えない雰囲気がある。社会教育課に限らず職場全体にあるのではないか。庁舎内全体にあるのではないかと思う。町長の意見を伺いたい。

阿部町長：1月の不祥事もあり、その点については十分気をつけていたところだが、3年前からということもあり、通信機器を使ってのパワハラといった部分もあり、なかなか見つけられない。日ごろ遠くからこの職員を見ていたところ、私も以前一緒に働いていたことがあるが、なかなか仕事をてきぱきとこなす職員でもあったし、隠れているものについては本当に発見できない部分もあり、私としても委員会としても反省している。今後こういった部分のしっかりとした相談窓口、職員研修を入れながら、ハラスメントのないような職場の雰囲気をしっかりとつくっていききたい。本当に今回については反省している。今後二度とこのようなことが起きないような体制づくりをしていきたい。

北村議員：今後気をつけるということは当然のことだが、単に人事的に動かせばいいということではないという感じもする。率直に申し上げて、当該職員は私も認識しており、これまでは職場の業務を遂行するのに随分熱心な方だと評価してきたところでもあるし、ここ何年かを見ていると社会教育関係の管理職の人事配置については必ずしも適切ではなかったのではないか。特に社会教育課は毎年のように課長が変わる。そうすると、業務の継続性があるので、どうしても部下の発言が事実上多くなるし指導力が大きくなるというのはある意味では仕方がないことだと思う。そこを加味して考えるべき。本人がこれをパワハラだと認識しているのかどうか心配だということと、今後こういうことを言った人は誰なのかみたいな話になっても困るかと思うが、そこら辺をお聞きしたい。

三澤教育長：本人と数回にわたり非常に不安に思っている職員がいることについて具体的に話をしたが、指導の内容、起きた事情については認めるが、それがパワーハラスメントにあたるという認識は薄いことは確かであった。それについて人それぞれ感じ方が違うということや、能力や仕事のやり方についても必ずしも課長補佐のやり方や考え方と同じという人間ばかりではないということについても何度も注意をした。このことについてかなり大きな乖離があるというところには達した。今回のことについては処分だけではなく、これからそういう部分についてもカウンセリングを受けていただき、そのようなことに本人が気がついて、そして別の職場へ行ってもこのようなことが繰り返されないように、更には、まだ長い期間役場職員として勤めることになる者なので、そのことをよく理解した上で役場職員として働いてほしいということについても了解をもらっている。

原議員：3月の定例会で大きなミスをして職場を去った人が出てしまったという事案について私なりに相応しい質問をしたつもりでいたので、まさかその後このような事案が発生するなんて全く夢にも思わなかった。新聞報道を見る以前に、事務局から連絡をもらって聞いたところ驚いた次第。私が3月定例会で質問した際に、厳しい対応を含めていろいろと考えると話をしたと認識している。その後職員に対してこのようなことがあると首になるという認識をしてもらわないと、このような事案はそんなに簡単に減るものではないという認識をしている。このことについて職員に周知をし、認識してもらっていたという認識でいたのか。

総務課長（田本尚彦）：1月の事案の後に、当時の案件であったセクハラについてはプライバシーに配慮した苦情処理委員会の相談体制の見直し等、セクハラ防止に関する要綱の改正を行ったところがある。2月8日に庁議の中で要綱改正とともに職員の勤務規律の確保等についての決定を通知した。そして事案に対する対応の厳格化、明確化については、1月20日付けで清水町職員の懲戒処分等の基準等に関する規程を改正し、大きな枠の中で処分の該当候補というのがなかなか具体化されていなかった当初の規程を見直し、細かな事案の細かな事例、事象に基づき、処分の対象

項目を2、3点ほど細分化し、今後の事案に対してはこういった厳しい内容で臨んでいくという規定の部分を庁内に周知を図って対応してきた。今後の改善に向けての職員の指導等の在り方については、今年の年末になるが、職員研修の中で、指導の在り方、指導とハラスメントとの線引きというのは難しい、理解しにくい世代が存在している職場であるので、そういった指導の在り方について職員に周知を行う。

高橋議員：若い職員に話を聞くと、普通の指導の範疇だろうと捉えている職員も多くいて、たまたまそれが直接された職員ではないということでもそう感じているのかもしれないが、やはり役場が考えるパワーハラスメントの定義がはっきりしないと繰り返されることもあると思う。例えばその定義の中で、例えば100人職員がいて1人がパワーハラスメントだと言ったらそれはそうなのかということもあることだと思うし、それは人によっては違う。その辺をはっきりしなければならぬと思うが、何か考えはあるか。

阿部町長：いろいろ受け方によって、あるいは人によってというのは、私もそういう状況は認識している。ただ今回については複数の人がそういう被害を訴えていた。被害の症状についてもカウンセリングを受けなくてはならない深刻な状況もあったので、そういった観点から今回についてはパワハラ処分にあたるだろうという認識の中で慎重に判断をした。審査委員会の中でも意見を聞きながら参考にした。私のところに報告があり、私もそのことについては同じ認識の中で処分を下した。最終的には教育委員会を下したという結果になった。これからもいわゆる境がどこにあるのかといういろいろなことが事案として出てくると思うが、そういったことも今回この月末に研修を予定している部分があったので、我々も勉強しながら、職員も今の時代の中でのハラスメントと普通の仕事の境界などについてはしっかりと勉強していきたいと思っている。

佐藤議員：聞いた話だが、当時教育委員会社会教育課の中で、人がいようがいまいが威圧的な言葉をかけていると聞いたが、これについては事実と違うのか。

三澤教育等：そのような部分も全くないとは言えないと思う。ただし今回の聞き取り調査の中でそのことが出てきたということではない。仕事のことに大変熱心なものだから、自分の考えだとか町民に対するサービスの面とかそういうところで気がつくことがあるとつい部下に対しての指導が強くなる傾向があったように思う。

中島議員：本人は認めていないということで、周辺の聞き取りの結果ということであった。指導の在り方ということは今後どうなっていくのか。単純な考え方だが、部下には指導しなくていい、自分の仕事を自分でしていればいいということになれば非常に不安を感じる。指導が行き過ぎということであれば行き過ぎだと思うが、そういう時代もあったかという思いもしている。だけど今の時代では許されないことだからそれは切り替えないといけない。今後の役場の新人に対しての指導について、研修会や会議を持ってとの話があったが、これは上司のほうの人の話。上司の指導の在り方ではなくて、受ける側がどういう心構えで受けるかということもぜひこの機会に。私は決して今回のパワハラを認めてはいないが、そういうことを減らすためにも受ける側の人間の考え方、心構えというものも機会があればまとめて、ぜひやっていただくようお願いをしたい。受ける側の指導についてどういう考え方をしているか。

金田副町長：上司としては部下を育てるために指導は大切なことだと思う。あくまでも今回はそこが高圧的であった。自己中心的な指導が見受けられた。本人にも確認したが、一生懸命仕事をやってもらいたいとか、町民の皆様からよくやっているなど、そういうつもりで言ったのだという話だったが、それは受け取る側で伝わらなかったということ。受け取る側の指導についても今後取り入れていく。

中島議員：職場環境を変えるためには、1個だけ変えても変わっていかないと。本当に全員で変えていくという考え方で取り組んでいただきたいと思う。次に、人事は急な話ということで、課付けという人事で、基本的にあまりない例。社会教育課のほうも行事があるわけなので、役場で猶予を持っていいのかどうか。これについては答えはわからないので希望として聞いておいていただきたい。それから、最後に1つ、教育長は自らの処分を申し出していることについて、これは町長が判断することだと思うが、私は教育長に対して、今処分を受けることが大事なのではなくて、教育長が変わって新たな心構えで、教育を平等性の高い目線で見たい。処分が先ではないと思う。まだ就任して2か月半でこの事件は3年前からのこと。教育長が申し出た気持ちは分かるが、そうではなく、新しく教育長になって考えることがあるのではないか。処分については町長が判断することだが、申し出を受ける受けないに関わらず慎重に判断をお願いしたいがいかか。

町長：最後は私の中で判断して決めたいと思うが、皆さんの意見は十分参考にしたいと思う。

口田議員：誠に残念な出来事だと思う。先般1月にはセクハラもあり、そして今回。それだけではない。アイスホッケーのパワハラもあった。清水町は一体何をやっているのか。誠に恥ずかしいことだと思う。今説明を受けたが、処分等々についての報告だが、私はこれを聞いてそうですかという考えにはならない。やはりもっと深く内容を知らずにはそうなのかということにはならないが、執行側でいろいろ検討した結果こういう処分をしたということになれば、私は認めざるを得ない。いずれにしても清水町として非常に恥ずかしい事案である。一層この件について対応策を考えていただきたいと思う。これは要望である。もう1件、今回の報道についてだが、公表したのは12月14日ということであった。これは何時ごろか。

副町長：こちら側から特に公表したということではない。報道側から申し出があつて取材を受けたということ。

口田議員：何時ごろか。

副町長：12月13日の午後。

口田議員：ちょうど車でラジオを聞いていた。12月14日の午後1時頃のニュースでこの問題が放送された。STVのラジオで。一体全体報道機関の連携はどうなっているのか知りたいものでこういう質疑をした。

副町長：一切私どもにSTVラジオから問い合わせ等はない。

教育長：ラジオのほうからの取材については全くない。

口田議員：それは何らかの関係があるのだろうと思うが、情報伝達が早いと思ったからあえて今聞いた。良い悪いは別問題。報道のスピード感がどうなっているのかちょっと疑問になったものだから質疑をした。

加来議長：ほかに質疑あるか。

(なしという声あり)

加来議長：質疑なしということで、町長からの申し出事項についてはこれで終了する。ここで休憩する。

【休憩 9：39（執行側退席）】

【再開 9：40】

加来議長：再開する。その他何かあれば受ける。

中島議員：人事に関わる問題で報道をここに入れるというのは賛成ではない。人に関わることだからもう少し真剣に対応していただきたい。違和感を感じた。

加来議長：今回は秘密会という方法もあったが、すでに報道に出ているので個人に関わることについては慎重に考慮しながら判断した。今後もいろいろ検討しながら対応していきたい。

(2) その他

加来議長：ほかに何かあるか。

(なしという声あり)

加来議長：これで全員協議会を閉会する。

【終了 9：42】